

玉藻中学校校舎等改築基本設計業務委託
プロポーザル説明書

令和8年9月1日
高松市

— 目 次 —

1	趣旨	P 1
2	業務概要	P 1
3	発注者及び事務局	P 1
4	設計者の選定の概要	P 1
5	プロポーザルの参加者に要求される資格	P 2
6	配置技術者の要件	P 3
7	参加手続	P 4
8	選考方法	P 7
9	業務委託契約	P 8
10	無効となる参加表明書等又は技術提案書等	P 9
11	経費の負担	P 9
12	受注資格の喪失	P 9
13	その他	P 9

1 趣旨

この説明書は、公募型プロポーザル方式による設計者選定の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

玉藻中学校校舎等改築基本設計業務委託

(2) 業務内容

玉藻中学校校舎等改築基本設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務条件

本建設工事に係る工事費の算定に当たっては、基本設計の内容や建設市場の実勢価格の動向を適切に反映されたものとなるよう行うこと。

なお、業務の履行期間中であっても、発注者が図書の提出を求めたときは、速やかに応じること。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで（※履行期間延長予定）

本業務は、予算繰越に係る市議会の議決のほか、必要に応じ国・県の補助金等の繰越に係る所要の手続きを経た後、令和10年1月28日とする履行期間延長を行う予定である。

(5) その他

事業用地の地質調査及び測量調査は本業務内で実施する予定としており、箇所及び内容は、下記のとおりとする。

地質調査

ボーリング調査（20m5か所）、標準貫入試験、不攪乱資料採取、孔内水平載荷試験、現場透水試験、室内土質試験など、構造計画・構造計算に必要な調査を行い、報告書・土質サンプルを提出すること。また、現場作業の終了後は試験孔を埋め戻し後片付けを行うこと。

敷地調査

平面測量：敷地外周、敷地内既存建物の位置等の測量

基準点測量：敷地内部の高さ（25点前後）の測量

本業務に直接関連する実施設計の委託を、受注者との随意契約により締結する予定がある。

3 発注者及び事務局

(1) 発注者

高松市

(2) 事務局

プロポーザルの事務局は、次のとおりとする。

〒760-0074 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市教育委員会 教育局 総務課 学校施設整備室

TEL 087-839-2612

FAX 087-839-2615

e-mail kyoikusomu@city.takamatsu.lg.jp

4 設計者の選定の概要

(1) 名 称

玉藻中学校校舎等改築基本設計者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) 方 式

公募型プロポーザル方式で行う。

(3) 設計者選定までのスケジュール（予定）

ア 実施要領等の交付期間 令和8年9月1日（火）から同月11日（金）

イ 参加表明書等の提出期間 令和8年9月1日（火）から同月11日（金）

ウ 参加表明書等に関する質問書の提出期間

令和8年9月1日（火）から同月4日（金）まで

エ 参加表明書等に関する質問に対する回答書の公表

令和8年9月9日（水）

オ 第1次選考の結果公表・通知

令和8年10月1日（木）

カ 技術提案書等の受付 令和8年10月2日（金）から12月1日（火）まで

キ 技術提案書等に関する質問書の提出期間

令和8年10月2日（金）から同月16日（金）まで

ク 技術提案等に関する質問に対する回答書の公表

令和8年10月22日（木）

ケ 第2次選考 令和8年12月上旬～令和9年1月下旬

コ 第2次選考結果公表・通知

令和9年1月下旬

5 プロポーザルの参加者に要求される資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な資格は、次のとおりとする。なお、設計共同企業体の参加も可とする。

(1) 単体企業の参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。

イ 令和7・8年度高松市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務等）に登載されている者であること。

ウ 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止期間中の者でないこと。

エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

オ 平成23年4月1日から告示の日の前日までに、令和6年国土交通省告示第8号別添2に掲げる建築物の類型の第7号（教育施設^(※1)）又は第8号（専門的教育・研究施設^(※2)）の新築、増築又は改築に係る基本設計若しくは実施設計で延べ面積6,000㎡以上の契約履行が完了した実績を有すること。なお、当該実績に係る施設が複合施設であるときは、教育施設又は専門的教育・研究施設部分の延べ面積のみを対象とする。

カ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

ケ 単体企業で参加する者は、設計共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

（※1）「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及びこれらを含む複合施設をいう。

（※2）「専門的教育・研究施設」とは、大学、専門学校及びこれらを含む複合施設をいう。

(2) 設計共同企業体の参加資格

ア 設計共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 構成員のいずれかは、令和7・8年度高松市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント業務等）に登載されている市内企業^(※3)であること。

ウ 構成員のすべてが、5-(1)-アからエまで及び5-(1)-カからクまでの資格を満たす者であること。

エ 代表者は、出資割合が最大であること。

オ 構成員の出資比率は、30%以上であること。

カ 5-(1)-オについては、代表者が元請として受注し、契約履行を完了した実績を有すること。

キ 構成員は、他の設計共同企業体の構成員又は他の参加者の協力事務所を兼ねていないこと。

（※3）「市内企業」とは、法人にあっては主たる事業所（建設士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けているもの）の所在地が高松市内である法人で、地方税法第317条の2第8項の規定に基づき高松市内に事務所又は事業所を有する法人である旨の申告がなされているものを、個人にあっては住民票の住所が高松市内である者で、高松市内に事務所（建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けているもの）を有するものをいう。

6 配置技術者の要件

プロポーザルに参加する者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 管理技術者^(※4)及び各分担業務分野^(※5)の主任技術者^(※6)はそれぞれ1名ずつ配置すること。
- (2) 管理技術者及び総合主任技術者は一級建築士を配置すること。
- (3) 管理技術者及び総合主任技術者は、参加者の組織に所属していること。
また、設計共同企業体の場合は、代表構成員の組織に所属していること。
- (4) 平成23年4月1日から告示の日の前日までの間に、管理技術者として、令和6年国土交通省告示第8号別添2に掲げる建築物の類型の第7号（教育施設^(※1)）又は第8号（専門的教育・研究施設^(※2)）の新築、増築又は改築に係る基本設計若しくは実施設計で延べ面積6,000㎡以上の契約履行が完了した実績を有する者を、本業務の管理技術者として配置すること。なお、当該実績に係る施設が複合施設であるときは、教育施設又は専門的教育・研究施設部分の延べ面積のみを対象とする。
- (5) 管理技術者は各分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。また、各分担業務分野の主任技術者は他の分担業務分野の主任技術者を兼任しないこと。
- (6) 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- (7) 平成23年4月1日から告示の日の前日までの間に、構造主任技術者として、令和6年国土交通省告示第8号別添2に掲げる建築物の類型の第7号（教育施設^(※1)）又は第8号（専門的教育・研究施設^(※2)）の新築、増築又は改築に係る基本設計若しくは実施設計で延べ面積6,000㎡以上の契約履行が完了した実績を有する者を、本業務の構造主任技術者として配置すること。なお、当該実績に係る施設が複合施設であるときは、教育施設又は専門的教育・研究施設部分の延べ面積のみを対象とする。
- (8) 積算業務の主任技術者は公益社団法人日本建築積算協会に建築コスト管理士又は建築積算士として登録をした者を配置すること。
- (9) 電気設備主任技術者又は機械設備主任技術者は、設備設計一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- (10) 総合主任技術者を除く各主任技術者については、協力事務所の技術者の参加を認める。
ただし、当該技術者は、他の参加者の主任技術者を兼ねていないこと。
また、協力事務所は、他の参加者の構成員又は協力事務所を兼ねていないこと。
- (11) 管理技術者、主任技術者及び担当者は、受注者が3カ月以上直接雇用している者であること。
(※4) 「管理技術者」は「高松市建築設計業務等委託契約約款」第14条の定義による。
(※5) 「分担業務分野」の分野は、「総合」「構造」「積算」「電気設備」「機械設備」とする。
(※6) 「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

7 参加手続

- (1) プロポーザルに係る書類等の交付方法及び期間

ア 交付方法

高松市教育委員会教育局総務課学校施設整備室ホームページ（以下「ホームページ」）

という。)からダウンロードにより交付する。

ホームページアドレス：

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/jigyosha/nyusatsu/sections/proposal/index.html>

イ 交付期間

令和8年9月1日(火)から同月11日(金)まで

(2) 参加表明書等に関する質問書の提出

プロポーザルの内容に関して質問がある場合は、参加表明書等に関する質問書(様式16)を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和8年9月1日(火)から同月4日(金)午後5時まで

(持参する場合は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前8時30分から午後5時まで)

イ 提出方法

持参又はEメールによる。Eメールの場合には、事務局のEメールアドレスに添付ファイルで提出すること。

質問に添付されたEメールの受信を事務局で確認次第、受信した旨をEメールで返信する。

ウ 質問に対する回答

令和8年9月9日(水)午後5時までに、全ての質問に対する回答をホームページに登載する。なお、質問に対する回答への問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

(3) 参加表明書等の提出

参加表明書等は、次により提出すること。

ア 提出期間

令和8年9月1日(火)から同月11日(金) 必着

イ 提出場所

事務局

ウ 提出方法

持参(日曜日、土曜日及び休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)又は郵送(郵送の場合は、書留とし、提出期限(必着)を遵守すること。)により提出する。

エ 提出書類及び提出部数

参加表明書(様式1)	・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
誓約書(様式2)	・・・・・・・・・・・・・・・・	1部
設計共同企業体結成届(様式3)	※設計共同企業体のみ提出・・・	1部
〇〇設計共同企業体協定書(様式4)	※設計共同企業体のみ提出・・・	1部
委任状(様式5)	※設計共同企業体のみ提出・・・	1部
設計事務所の概要(様式6-1)	・・・・・・・・・・・・・・・・	16部
設計事務所の概要(様式6-2)	※設計共同企業体のみ提出・・・	16部

設計事務所の主要業務実績書（様式 7－1）	16 部
設計事務所の主要業務実績詳細（様式 7－2）	16 部
管理技術者の業務実績等（様式 8－1）	16 部
管理技術者の主要業務実績詳細（様式 8－2）	16 部
総合主任技術者の業務実績等（様式 9－1）	16 部
総合主任技術者の主要業務実績詳細（様式 9－2）	16 部
構造主任技術者の業務実績等（様式 10）	16 部
積算主任技術者の業務実績等（様式 11）	16 部
電気設備主任技術者の業務実績等（様式 12）	16 部
機械設備主任技術者の業務実績等（様式 13）	16 部
協力事務所の概要（様式 14）	16 部

注）各様式で求める添付書類については、別添「提出書類作成要領」に基づき提出すること。

(4) 第 1 次選考結果の公表及び通知

第 1 次選考結果は令和 8 年 10 月 1 日（木）までに公表することを予定している。

選考結果をホームページで公表するほか、参加表明書等を提出した参加者に対し、郵送にて書面で通知する。

(5) 技術提案書等に関する質問の提出

7－(4)により技術提案書等の提出要請を受けた者のうち、技術提案書等に関して質問がある者は、技術提案書等に関する質問書（様式 22）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）から同月 16 日（金）午後 5 時まで

（持参する場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

イ 提出方法

持参又は E メールによる。Eメールの場合には、事務局の E メールアドレスに添付ファイルで提出すること。

質問に添付された Eメールの受信を事務局で確認次第、受信した旨を Eメールで返信する。

ウ 質問に対する回答

令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時までに、全ての質問に対する回答をホームページに登載する。なお、質問に対する回答への問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

(6) 技術提案書等の提出

技術提案書等は 7－(4)により技術提案書等の提出要請を受けた者が、次により提出すること。

ア 提出期間

令和 8 年 10 月 2 日（金）から令和 8 年 12 月 1 日（火）まで

(日曜日、土曜日及び休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで)

イ 提出場所

7-(3)-イに同じ

ウ 提出方法

7-(3)-ウに同じ

エ 提出書類及び提出部数

技術提案提出書	(様式17)	・・・	1部
提案書	課題1(第2次選考)	(様式18) ・・・	16部
提案書	課題2(第2次選考)	(様式19) ・・・	16部
提案書	課題3(第2次選考)	(様式20) ・・・	16部
見積書	(様式23)	・・・	1部

(7) ヒアリングの実施

技術提案書等を提出した者については、ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時、場所、留意事項等は、別途通知する。

(8) 第2次選考の公表及び通知

第2次選考結果は令和9年1月下旬に公表することを予定している。

選考結果を高松市ホームページで公表するほか、郵送にて書面で通知する。

8 選考方法

選考は、次のとおり実施する。

(1) 第1次選考(書類選考)

外部の学識経験者等及び市職員を選考員とし、次の評価項目等に基づき、提出された参加表明書等を評価し、その結果に基づき、技術提案書等の提出を要請する者を5者程度選定する。

評価項目	評価事項	配点
1 事務所の実力	・主要業務実績 ^(※7) ・受賞歴 ・主要業務実績詳細 ・技術者数	30
2 担当チームの能力	・管理技術者の経験年数、主要業務実績 ^(※7) 、主要業務実績詳細、受賞歴 ・総合主任技術者の経験年数、主要業務実績 ^(※7) 、主要業務実績詳細、受賞歴 ・総合主任技術者以外の主任技術者の経験年数、主要業務実績 ^(※7)	65
3 その他	・設計共同企業体での参加か否か (設計共同企業体で参加の場合は加点する。)	5

(※7) 主要業務実績は、業務実績数のほか、教育施設の設計実績の有無(事務所及び管理技術者、総合、構造、積算、電気設備、機械設備の各主任技術者)についても評価の対象とする。

(2) 第2次選考（技術提案及びヒアリング等）

次の表の評価項目1について、選考員は提出された技術提案書に関するヒアリングを実施し、技術提案の的確性、独創性、実現性等を評価する。また、評価項目2についても評価する。

第1次選考と第2次選考の評価結果を総合し、最も高い評価の提案者を最優秀者として1者、次点の者を優秀者として1者選定する。

評価項目	評価事項	配点
1 担当チームの対応	1 取組意欲・取組姿勢 2 課題に対する提案の的確性、独創性、実現性 【課題1】 事業費・維持管理費のコストの適正化を踏まえた施設整備の考え方について 【課題2】 工事中における、生徒や周辺住民の負担を軽減するための方策について 【課題3】 多様化する教育活動への対応を図る方策について	195
2 その他	・基本設計の見積金額 ^(※9)	5

(※9) 基本設計の見積金額の採点方法は次のとおりとする。

- ① 見積金額が最も安い額の者 5点
- ② 見積金額が①の次に安い額の者 3点
- ③ 見積金額が②の次に安い額の者 2点
- ④ 見積金額が③の次に安い額の者 1点
- ⑤ 見積金額が①②③④以外あるいは予算の範囲内で定めた額を超える者 0点

9 業務委託契約

(1) 契約方法

随意契約

8-(2)で選定された最優秀者と契約の交渉を行う。

なお、契約の締結が成立しない場合は、優秀者との契約の交渉を行うものとする。

(2) 契約の締結

ア 契約は、高松市における「高松市建築設計業務等委託契約約款」に基づき行う。

イ 当該設計業務に係る委託料は、「94,484千円（消費税及び地方消費税額を含む。）」を上限とする。

なお、7-(6)-エにより提出を求める見積書については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、現行税率で見積もることとし、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入することとなるので注意すること。

(3) 委託料の支払条件

本件業務の完了検査後、請求に基づき支払う。

ただし、契約締結後、公共工事の前払金保証事業会社の保証があった場合、契約金額の10分の3を限度として前払金の支払を請求することができる。

(4) 契約保証金について

要する。ただし、高松市契約規則第24条第2号、第3号及び第4号の一に該当する場合は、免除する。

10 無効となる参加表明書等又は技術提案書等

参加表明書等又は技術提案書等が次のいずれかに該当する場合には、無効になることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 本説明書、作成要領及び様式集に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 提案内容に、様式に定められた場所を除き提出者が判別できる表記をしたもの。
- (6) 選考員に対する働きかけがあったと発注者が判断した場合。
- (7) 参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合、その他参加資格及び参加条件の要件を満たさなくなった場合。

なお、この場合その者と契約しないこととし、一切の損害賠償責任の責を負わない。

11 経費の負担

参加表明書等及び技術提案書等の作成・提出、その他このプロポーザルの参加に関し要した経費は、参加者の負担とする。

12 受注資格の喪失

本件業務の受注者（受注した者と同じ設計共同企業体の構成員及び協力事務所を含む。）が製造業者又は建設業者と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業者又は建設業者は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

上記の「本件業務の受注者（受注した者と同じ設計共同企業体の構成員及び協力事務所を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合」とは、次の①又は②に該当することをいう。

- ① 本業務を受注者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合
- ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が、受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合

13 その他

- (1) プロポーザルにおいて、本市に関連する情報を入手するための照会窓口は、事務局とする。
- (2) 参加者 1 名につき 1 提案とする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング審査の参加費用は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、設計事業者を選定するための作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- (6) 提出された技術提案書は、業者選定のための資料であり、基本設計の内容については、契約締結後、発注者と打合せの上決定する。
- (7) 提出されたプロポーザルの概要及び評価の概要は公平性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- (8) 提出期限以降における参加表明書等及び技術提案書等の差替え及び再提出は認めない。
また参加表明書等及び技術提案書等に記載した配置予定の技術者（以下「技術者」という。）は、病休、死亡、退職等極めて特別の場合を除き、変更することができない。やむを得ず技術者を変更する場合には、当初の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
- (9) プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。
- (10) 提出された参加表明書等及び技術提案書等は、設計事業者の選定及びプロポーザルの評価以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (11) 参加表明書等及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- (12) 提出された参加表明書等及び技術提案書等の書類は返却しない。
- (13) 参加者は、本説明書に定める諸条件を同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。